

令和4年第9回農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和4年10月3日(月)	
場 所	大潟村役場二階『特別会議室』	
時 間	午前9時00分～9時27分	
出席委員	大 島 和 夫 会 長 工 藤 猛 委 員 猪 股 誠 委 員 宮 川 清 子 委 員 佐 藤 友 能 委 員 田 中 誠 悦 委 員 北 條 友 紀 委 員	土 井 博 文 職務代理者 渡 邊 琢 磨 委 員 橋 本 考 由 委 員 高 橋 忠 良 委 員 椎 川 健 一 委 員 小 林 信 之 委 員
出席した事務局職員	澤 井 公 子 局 長 武 田 聖 子 事務補助	佐 藤 洋 平 主 任
議事日程	1. 開 会 2. 会 長 あ い さ つ 3. 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 に つ い て 4. 議 事 【議案第28号・29号】 農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請に対し、意見を求める件について 【議案第30号】 農用地利用集積計画案(令和4年第9号)の諮問に対し、意見を求める件について 【議案第31号】 買受適格証明申請に対し、意見を求める件について 【報告第1号】 令和4年度秋田県農業委員会大会における政策提案について 5. 閉 会	

審議内容 局長	只今から、令和4年第9回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。
会長	<p>あつという間に9月も終わり10月に入りました。稲刈りは早い方でそろそろ終わってる方もおるようです。が、刈ってみてがっかりという声が沢山聞こえてきております。倒伏やくず米の多さ・品質の悪さと、この米価の中で農家の皆さん苦慮するかたちになってしまいました。この後なぜこのような天候でこのような作柄となってしまったのかの原因究明を来年の栽培に向けて活かしていければと思っております。</p> <p>この委員での総会もこれが最後となりました。3年間本当にご苦勞様でした。いたらない会長で進めてきましたが、皆さんのご協力の下に進めることができました。あらためてお礼申しあげます。そしてこの度退任される委員の方、3年間ご苦勞様でした。ひとつ心残りなのは委員研修ができなかったことです。このコロナというどうしようもない魔物に影響され行うことができなかった事がとても残念です。19日には新しい体制となりますが、歓送迎会も予定していますので、この3年間の話ができればと思っております。</p> <p>業務報告に移りたいと思います。</p> <p>8月9日秋田市児童会館に於いて、市町村農業委員会地区別研修会に出席しております。</p> <p>8月25日役場に於いて、先日行われましたけれども、新米まつり実行委員会に出席しております。</p> <p>9月10日大潟神社に於いて、例大祭神事に出席しております。</p> <p>9月13日秋田市パークホテルに於いて、地区別農業委員会会長・会長職務代理者・事務局長会議に出席しております。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。</p> <p>【議事録署名委員】 10番 椎川 健一 委員 11番 田中 誠悦 委員</p>
会長	<p>議事日程についてお諮りいたします。議案第28号・議案第29号は関連がございますので一括上程してよろしいでしょうか。</p>

委員各位	異議なし。
会長	議案第28号・第29号「農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局長	議案第28号・第29号は贈与の為の所有権移転です。 (議案第28号・第29号について、議案書及び調査書の朗読) 本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。
会長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
委員各位	なし。
会長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第28号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会長	議案第29号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会長	議案第30号「農用地利用集積計画案(令和4年第9号)の諮問に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。

局 長	<p>本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積計画(案)の適否についての意見を求められたものです。</p> <p>詳細については担当である産業振興課の方から説明いたします。</p>
佐藤主任	<p>整理番号4-110離農により、田4筆20,130㎡、対価10a 15,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号4-111離農により、田2筆9,959㎡、対価総額6,000,000円の所有権移転。</p> <p>整理番号4-112耕作不便により、田1筆23,417㎡、対価総額26,929,550円の所有権移転です。</p>
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
高橋委員	整理番号4-110は入植当時配分された後で個人から購入した農地ですか。
佐藤主任	はい。後で購入したものです。譲渡者は購入当時は農業をしておりましたが、今は他県に出ているので農業はできないとのことで、まだ少し農地はありますが、これは地元にいるご両親が耕作するとのことです。高齢のため多くの面積は耕作できないとのことでした。
会 長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第30号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。

会 長	議案第31号「買受適格証明申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局 長	議案第31号の議案書に基づき説明。
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
小 林 委 員	入札にかかる農地の状態はどのようになっていますか。
局 長	現在は木も生い茂っている状況です。
小 林 委 員	前に近隣の農地も入札にかかっていましたが、同じような状態ですか。
局 長	変わらないと思います。
会 長	他にご意見ございませんか。
工 藤 委 員	作付けについての縛りなどはあるのでしょうか。
局 長	添付資料には書かれておりませんが、落札者は契約書を提出しなくてはなりません。その契約書の条文に7年間水稻を作付してはならないとなっております。
会 長	他にご意見ございませんか。
委 員 各 位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第31号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員 各 位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。

会 長	報告第1号「令和4年度秋田県農業委員会大会における政策提案について」事務局より報告願います。
局 長	報告第1号令和4年度秋田県農業委員会大会における政策提案ですが、本来であれば9月に報告するところですが、9月には総会案件がなく開催されませんでしたので今回の報告となりました。全員協議会で審議していただいたもので、提案内容の文言で「米価のみが」を「米価等農作物は」に「米価下落」を「米価下落等」に変更して提出しております。
会 長	今日の議案審議は以上です。 ありがとうございました。